

「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」 の中間評価及び計画後半期における重点推進項目について

本市では令和3年7月に「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」(以下「プラン」という。)を策定し、文化財保護法等に基づく文化財に限らず、広く文化遺産の維持継承に取り組んでまいりました。

令和7年度に、プランが計画期間(令和3～12年度)の折り返しを迎えたことから、有識者からの御意見をいただきながら、「京都基本構想」の策定及び「新京都戦略」の改定を踏まえつつ、計画の中間評価を行うとともに、計画後半期に重点的に推進する項目を設定し、プログラムとして取りまとめますので御報告します。

1 プランの中間評価について

(1) プランの概要

平成31年4月施行の改正文化財保護法により、市町村が文化財の保存活用に関する基本的なアクション・プランとして「文化財保存活用地域計画」を作成できることとなった。これを受け、本市においても文化財の保存活用に総合的に取り組むための具体的施策を取りまとめた法定計画である。

ア 計画期間

令和3年度から12年度までの10年間

イ 特徴

文化財保護法等に基づく文化財に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置付け維持継承を図ることとしている。

ウ 基本方針及び取組項目

「見つける(価値を調査する)」「知る(身近に感じ、価値を知る)」「守る(価値を維持継承する)」「活かす(価値を育て創造する)」の4つの基本方針に基づき、142項目の措置(取組)を掲げている。

(2) 中間評価

計画策定(令和3年7月)から5年目を目途として中間評価を行うこととしていることから、策定後の社会情勢の変化等も踏まえつつ、令和7年度に文化財保護審議会「地域計画部会」を2度にわたり開催し、有識者の御意見をいただきながら本市として中間評価を行った。

ア 計画前半期における取組について（総括）

- 取組の進捗状況
プランに掲げる142項目のうち138項目（97.2%）が実施中又は実施済である。
- 近年の社会情勢の変化
一方でコロナ禍や異常気象、混雑等の観光課題の発生など計画策定後の社会情勢の変化により、劣化の加速や後継者不足といった文化財の維持継承に係る課題が顕著となっている。

イ 基本方針ごとの各施策の状況と課題

① 見つける（13項目すべてに着手済）

■ 京都文化遺産の調査の推進

（取組例）文化財指定・登録の推進に向けた京都文化遺産の詳細調査など

■ 幅広い市民や大学や企業等との連携による調査・研究の推進

（取組例）市民公募による「京都を彩る建物や庭園」認定、大学や企業等の専門知識や先端技術を生かした文化財調査など

<課題>

- ・未指定の文化遺産が数多くある
- ・研究機関との更なる連携の余地がある

② 知る（32項目すべてに着手済）

■ 市民が京都文化遺産を守ることの大切さについて理解を深める取組の充実

（取組例）「文化財ボックス」や「研究紀要」の発行、ウェブ上での民俗行事の映像発信など

■ より幅広い人が維持継承の支え手となるための取組の充実

（取組例）市民向け「京都学講座」の実施、次世代を担う子供たちを対象とした伝統文化体験の開催など

<課題>

- ・展示施設の老朽化等で展示機能が不足している
- ・文化財のアーカイブ化、リファレンス機能が不十分であり価値発信が不足している

③ 守る（69項目中65項目に着手済）

■ 京都文化遺産の維持継承の取組の推進

（取組例）文化財指定・登録の推進及び文化財修理等助成の実施、「京都を彩る建物や庭園」制度や歴史的町並み再生事業による未指定文化財も含む京都文化遺産の維持継承へ向けた取組など

■ 文化財、文化財公開施設等の保存・保全の推進

（取組例）本市所管施設の修理・整備、史跡の公有化・仮整備など

■ 財源の確保や長期的な管理費用の低減

(取組例)「Arts Aid KYOTO (文化財保護)」の創設及び利用の促進、民間所有文化財における保存活用計画の策定の推進

■ 京都文化遺産の担い手の確保

(取組例)「京都文化財マネージャー」育成講座の実施や考古資料館・歴史資料館での学芸員実習受入など

■ 暮らしの文化を支える生業や匠の技の継承

(取組例)「ふるさと文化財の森」事業など文化財修理の資材の確保に向けた取組の推進

■ 防災・防火、防犯の対策の充実

(取組例)「文化財防火運動」の実施、文化財防火対策への助成など

<課題>

- ・文化財について適切な修理サイクルを構築する必要がある
- ・文化財を散逸・き損の危険から守るため収集・保管機能の充実を図る必要がある

④ 活かす (28項目すべてに着手済)

■ 京都文化遺産の活用の普及

(取組例) 考古資料館や歴史資料館における各種企画展、発掘調査現地説明会の開催など

■ 京都文化遺産を活かした文化的・社会的・経済的価値の創出

(取組例) 京都文化遺産の特別公開の推進やユニークベニューとしての活用など

<課題>

- ・活用の前提となる適切な修理サイクルの構築と文化財のアーカイブ化、リファレンス機能の充実を進める必要がある

ウ 有識者からの主な御意見

- ・文化財修理については、修理技術の継承に加え材料・道具の確保も課題であり、国（文化庁）との連携も重要である。
- ・収蔵機能の検討に当たっては、専門家や関連団体をつなぐハブとしての機能、さらに市民や観光客に文化財の価値にふれてもらう機能を整えることが望ましい。
- ・未指定文化財の調査には一般の方にも参加いただき裾野を広げることが望ましいのではないか。
- ・文化財に関心のある人の連携を広げ、文化財保護の担い手・支え手を確保することが重要である。
- ・京都基本構想に掲げる、「夢中」と「感動」にあふれ、学び続けられるまちを目指すという理念の中心に文化財がある。

2 計画後半期における重点推進項目について

中間評価で有識者からいただいた御意見や昨年度に策定した「京都基本構想」、改定した「新京都戦略」を踏まえ、計画後半期（令和8～12年度）においては以下の3点を特に重点的に推進していく項目に位置付けた上で、これらに基づく各施策を展開するとともに、現行プランに定める項目についても、継続的に取り組んでいく。

(1) 文化財保護の基盤づくり

ア 文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築

- ・国民・市民のかけがえのない公共財産である文化財を将来にわたって確実に維持継承していくため、建造物や美術工芸品をはじめとする文化財修理助成制度を再構築し、近年の異常気象や激甚化・頻発化する災害等による劣化の加速や物価高騰に伴う所有者負担の増大など文化財の保存継承を取り巻く厳しい状況に対応できるよう、国（文化庁）との連携の下、適切な修理サイクルの確立を目指す。

イ 収集・保管機能の整備

- ・増加を続ける埋蔵文化財の収蔵スペースを確保するとともに、近年の異常気象や激甚化・頻発化する災害等による文化財の劣化やき損の進行、散逸、消失の防止、所有者の負担軽減という観点も踏まえて、収集・保管機能の整備に向けた検討を進める。
- ・検討を進めるに当たっては、京都ならではの歴史博物館構想に係る基礎調査結果も念頭に、文化財の担い手・支え手の裾野拡大にも資するものとなるよう、収集・保管機能のみならず、文化財関係者によるネットワーク構築、調査研究や価値発信のハブ機能の整備といった観点も踏まえる。

(2) 文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成

ア 価値発信の充実

- ・文化財の保存と活用の好循環を進めていくためには、文化財の価値や魅力を分かりやすく発信していくことにより①担い手・支え手の裾野拡大、②維持継承、③活用促進につなげていくことが必要である。
- ・そのため、市民等に十分に知られていない市指定・登録文化財についてホームページ等での情報発信を充実することで、広くその価値に触れ知っていただくとともに、文化財を守り支える者の裾野を拡大していく。

イ 機運醸成に向けた取組

- ・文化財保護法等に基づく文化財に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことのできない全ての文化遺産を劣化・き損や散逸・消失、自然災害等から守り、活かし、未来へつないでいくことが重要である。
- ・とりわけ古文書等は、歴史と文化を紐解くための鍵となる情報を文字によって直接今に伝える重要なものであることから、これが失われることがないように、京都市歴史資料館において調査や関連講座の実施など、各種事業の充実を図るとともに、効果的に発信することで、まち全体で古文書をはじめとする文化遺産を守る機運を盛り上げていく。

(3) 文化財の担い手・支え手の裾野拡大

ア ネットワークの構築に向けた検討

- ・市内に数多くある文化財の担い手・支え手の裾野拡大に向けて、文化財所有者やまちづくり団体、大学・研究機関・博物館・美術館や企業など様々な主体により行われている文化財の保全に係る取組を結びつけるネットワークの構築を目指す。
- ・この構築に当たり必要となるハブ機能の整備等については、関係者が集う「場」となり、幅広い世代が京都の多彩な価値・魅力に触れ、共に学び、交流する「学び合いのコミュニティ」となるよう検討を進める。

イ 国と連動した修理人材への支援

- ・「文化財の匠プロジェクト」の継続的な実施と国立文化財修理センターの京都市への早期設置に向けて、引き続き国と連携し、修理技術の継承と人材育成への支援を図る。

3 推進プログラムの作成について（詳細は別紙）

中間評価及び重点推進項目を取りまとめた推進プログラムを作成し、報道発表のうえデジタル（ホームページ及び文化財保護課公式SNS）で周知する。

<別紙>

- ・「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」推進プログラム（案）

京都市文化財保護審議会「地域計画部会」について

1 概要

本市では、京都市文化財保護審議会からの答申「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」（平成31年3月）を受け、令和元年度から同審議会に地域計画部会を設置して「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、令和3年7月に文化庁から認定を受けた。（計画期間：令和3年度～令和12年度）

計画の進捗状況について毎年度、地域計画部会において御意見を頂戴するとともに文化財保護審議会へ報告している。

2 計画の中間評価に当たっての意見聴取

計画策定後5年目を目途に中間評価を行うこととしていたことから、令和7年度に2度にわたり地域計画部会を開催し委員から御意見をいただいた。

3 部会委員の選任

京都市文化財保護審議会において部会設置を決定し、同審議会の会長が部会長及び部会委員を選任することとしている。（京都市文化財保護条例施行規則第42条）

○京都市文化財保護審議会委員〈敬称略、五十音順〉

氏名	職名等
尼崎 博正	瓜生山学園京都芸術大学 名誉教授
岩崎 奈緒子（部会長）	京都大学総合博物館 教授
根立 研介	京都大学名誉教授
日向 進	京都工芸繊維大学 名誉教授
八木 透	佛教大学 教授

○外部有識者（京都市文化財保護条例施行規則第41条第5項により参画いただく有識者）

氏名	職名等
畑中 英二	京都市立芸術大学 教授
宗田 好史	京都府立大学 名誉教授／関西国際大学 教授
山本 記子	一般社団法人国宝修理装演師連盟 理事長

「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」 推進プログラム(案)

京都市では令和3年7月に「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」を策定し、文化財保護法等に基づく文化財に限らず、広く文化遺産の維持継承に取り組んでいます。

一方でコロナ禍や異常気象、混雑等の観光課題の発生など計画策定後の社会情勢の変化により、劣化の加速や後継者不足といった課題が顕著となっています。

またこのたび京都市では、市政の基本方針であり市政運営の理念でもある「京都基本構想」を策定するとともに、今後取り組む政策や市政の方針を定めた「新京都戦略」の改定を行いました。

こうしたなか「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」が計画期間（令和3年度～12年度）の折り返しを迎えたことから、計画の進捗状況や前半期を終えての課題等について中間評価を行い、計画期間の後半に推進する事業の柱となる3項目を取りまとめたプログラムを策定しました。

本プログラムに基づき、京都基本構想及び改訂新京都戦略に掲げる京都の本質的な価値・魅力を未来に受け継ぎ、市民の貴重な財産である文化財を将来に向けて確実に維持継承していくための取組をより一層推進してまいります。市民の皆様のご支援、御協力をお願い申し上げます。

令和8年6月



舞踊図屏風



名勝無鄰菴



豊楽殿跡出土緑釉瓦

今後25年間の市政運営の理念を掲げた
「**京都基本構想**」策定（令和7年12月）

未来に受け継いでいくべき京都の本質的な価値・魅力（まち柄）として「歴史と文化の積み重ね」「自然との共生」「人とのつながり」を掲げる。

構想が描くまちの実現に向け、分野横断のアクションプラン「**新京都戦略**」改定（令和8年3月）

文化財行政における分野別計画

「**未来を創る京都文化遺産継承プラン**
～京都市文化財保存活用地域計画～」

重点推進項目

- (1) 文化財保護の基盤づくり
- (2) 文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成
- (3) 文化財の担い手・支え手の裾野拡大

現行プラン（計画）の実施状況

計画に掲げた142項目のうち138項目（97.2%）が実施中又は実施済となっているものの、コロナ禍や異常気象、混雑等の観光課題の発生など計画策定後の社会情勢の変化により、劣化の加速や後継者不足といった文化財の維持継承（守る機能）に係る課題が顕著に

【計画期間前半（令和3年度～7年度）を終えての課題】

「(1) 見つける」における課題

- ・京都市内には未指定文化財が数多く存在
- ・研究機関との更なる連携の余地

「(2) 知る」における課題

- ・展示施設の老朽化等で展示機能が不足
- ・文化財のアーカイブ化、リファレンス機能が不十分であり価値発信が不足

「(3) 守る」における課題

- ・文化財について適切な修理サイクルを構築する必要
- ・文化財を散逸・き損の危険から守るため収集・保管機能の充実を図る必要

「(4) 活かす」における課題

- ・活用の前提となる適切な修理サイクルの構築と文化財のアーカイブ化、リファレンス機能の充実を進める必要



久多の花笠踊

本プログラムの方向性

十禅寺再興縁起



本プログラムにおいては「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」に掲げる基本理念と4つの基本方針を引き継ぎます。

【基本理念】

「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」

【基本方針】



浄住寺庭園

【重点推進項目の設定】

計画期間前半を終えての課題解決に取り組むに当たり、「京都基本構想」及び「新京都戦略」も踏まえて3つの重点推進項目を設定します。

プラン（計画）後半期における重点推進項目

(1) 文化財保護の基盤づくり

金銅亀甲文透六角釣灯籠



○文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築

- ・国民・市民のかけがえのない公共財産である文化財を将来にわたって確実に保存継承していくため、建造物や美術工芸品をはじめとする文化財修理助成制度を再構築し、近年の異常気象や激甚化・頻発化する災害等による劣化の加速や物価高騰に伴う所有者負担の増大など文化財の保存継承を取り巻く厳しい状況に対応できるよう、国（文化庁）との連携の下、適切な修理サイクルの確立を目指す。

○収集・保管機能の整備

- ・増加を続ける埋蔵文化財の収蔵スペースを確保するとともに、近年の異常気象や激甚化・頻発化する災害等による文化財の劣化やき損の進行、散逸、消失の防止、所有者の負担軽減という観点も踏まえて、収集・保管機能の整備に向けた検討を進める。
- ・検討を進めるに当たっては、京都ならではの歴史博物館機能に係る基礎調査結果も念頭に、文化財の担い手・支え手の裾野拡大にも資するものとなるよう、収集・保管機能のみならず、文化財関係者によるネットワーク構築、調査研究や価値発信のハブ機能の整備といった観点も踏まえる。



駒井家住宅

(2) 文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成

○価値発信の充実

- ・文化財の保存と活用の好循環を進めていくためには、文化財の価値や魅力を分かりやすく発信していくことにより①担い手・支え手の裾野拡大、②維持継承、③活用促進につなげていくことが必要である。
- ・そのため、市民等に十分に知られていない市指定・登録文化財についてホームページ等での情報発信を充実することで、広くその価値に触れ知っていただくとともに、文化財を守り支える者の裾野を拡大していく。

○機運醸成に向けた取組

- ・文化財保護法等に基づく文化財に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことのできない全ての文化遺産を劣化・き損や散逸・消失、自然災害等から守り、活かし、未来へつないでいくことが重要である。
- ・とりわけ古文書等は、歴史と文化を紐解くための鍵となる情報を文字によって直接今に伝える重要なものであることから、これが失われることがないよう、京都市歴史資料館において調査や関連講座の実施など、各種事業の充実を図るとともに、効果的に発信することで、まち全体で古文書をはじめとする文化遺産を守る機運を盛り上げていく。



立入家文書

(3) 文化財の担い手・支え手の裾野拡大

○ネットワークの構築に向けた検討

- ・市内に数多くある文化財の担い手・支え手の裾野拡大に向けて、文化財所有者やまちづくり団体、大学・研究機関・博物館・美術館や企業など様々な主体により行われている文化財の保全に係る取組を結びつけるネットワークの構築を目指す。
- ・この構築に当たり必要となるハブ機能の整備等については、関係者が集う「場」となり、幅広い世代が京都の多彩な価値・魅力に触れ、共に学び、交流する「学び合いのコミュニティ」となるよう検討を進める。

○国と連動した修理人材への支援

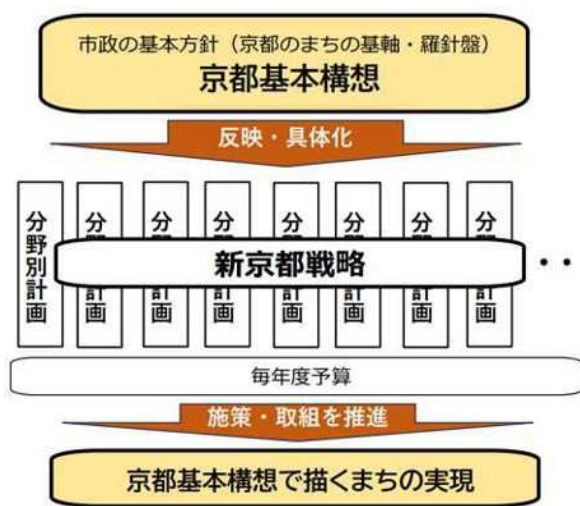
- ・「文化財の匠プロジェクト」の継続的な実施と国立文化財修理センターの京都市への早期設置に向けて、引き続き国と連携し、修理技術の継承と人材育成への支援を図る。

京都基本構想について

(令和7年12月策定)

京都基本構想は、2050年の未来を見据え、「こういうまちであり続けたい」という、京都の理想を描いたものです。

京都が長い歴史の中で大切に育み、伝え遺してきた「歴史と文化」、「自然との共生」、「人のつながり」という3つの価値を京都に関わるすべての人々と改めて共有し、後世に伝えていくとともに、人々の生き方、まちのあり方を考えていくうえで、都市の理想となる基本構想を策定しました。



○京都基本構想に掲げる「価値」とめざすまちのあり方

- ・歴史と文化を介して人間性を回復できるまち
- ・自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち
- ・自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち

○改定した新京都戦略について (令和7年3月策定、令和8年3月改定)

京都基本構想の理念を反映・具体化するため京都市における令和9年度までの取組をまとめたアクションプラン。文化財分野における「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」を含む、各分野別計画を横断し、構想が描くまちの実現を目指します。令和8年3月の改定に当たり、京都文化遺産の維持継承の取組が盛り込まれました。



文化財保存活用地域計画について

地域社会総がかりで文化財を継承していくことを目的に改正された文化財保護法（平成31年4月施行）により、市町村が文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランとして「文化財保存活用地域計画」を作成することが求められました。

このことを受け、京都市においても文化財の保存と活用の一層の好循環を目指した方針や具体的施策を取りまとめ、令和3年7月に「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」を作成しました（計画期間：令和3年度～12年度）。本プログラムは計画期間の折り返しに当たり、計画後半期に推進する事業の柱となる3項目を取りまとめたものです。

令和8年（2026年）6月 発行
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

604-8571 京都市中京区上本能寺前町488番地
TEL：075-222-3130
京都市印刷物 第 号

京都市文化財保存活用地域計画はこちら
からご覧ください。

